

男女共同参画ひろば いっぱい いっぱい

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぱい いっぱい”取組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



問合せ／人権・市民相談課 ☎273

男女共同参画キーワード

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、『営業職に女性はほとんどいない』、『課長以上の管理職は男性が大半を占めている』などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組みをポジティブ・アクションといいます。これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組みです。



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク
愛称：きらら

女性の活躍推進への取組み

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、平成28年4月1日から、労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定し、さまざまな情報の公表を行うこととなります(300人以下の企業は努力義務)。

女性の活躍に関する主な公表項目

- ・採用の女性割合
- ・勤続勤務年数の割合
- ・社員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ・管理職に占める女性社員の割合
- ・各役職段階に占める女性社員の割合
- ・男女別育休取得率・平均取得期間
- ・男性社員の配偶者出産休暇および育児参加のための休暇取得率・平均取得日数など



正社員だけでなく、パート、契約社員、アルバイトなどの名称にかかわらず、雇用期間の定めに応じて公表するなど女性の活躍状況がわかりやすくなります。

認定マークを見つけましょう

女性活躍推進法に基づき、行動計画の届け出を行い、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業は申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。



認定マーク

その認定を受けた企業は、認定マークを商品につけたり、広告や名刺につけるなどさまざまな活用ができるので、女性活躍推進事業主であることがわかりやすくなります。また、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットも期待できます。

女性活躍の相乗効果

女性の活躍推進は、今までになかった女性の目線から新しい創造力を生み出す可能性があります。そのためには、女性が働きやすい職場環境を整える必要もありますが、これは、職場の雰囲気や風通しをよくし、社内の活性化・意欲向上などの効果があると検証されています。

富士見市男女共同参画プラン(第3次中間見直し版)

平成22年に策定された男女共同参画プラン(第3次)は、10年計画で取り組んでいるところですが、社会情勢の変化に的確に対応するため、中間年である平成27年に見直しを行いました。

この見直しは、男女共同参画社会確立協議会および男女共同参画推進庁内連絡会での協議、パブリックコメントの実施など広範な意見を反映し、取組みについては、この4月から開始します。



※見直し版は、市ホームページまたは公共施設で閲覧できます。



「富士見市男女共同参画推進会議」メンバー募集!

ボランティア委員として、男女共同参画講演会やセミナーなどの企画や運営を一緒にやってみませんか。会議は、月に1回程度行っています。詳しくは市ホームページまたはお問い合わせください。

申込方法／応募用紙を郵送または直接提出してください。応募用紙は人権・市民相談課、市ホームページにあります。

問合せ／人権・市民相談課 ☎273